

令和5年4月入学者 各位

日本学生支援機構奨学金の手続きについて

1. 高等学校等で予約採用の申請を行い、奨学生採用候補者となった方【給付・貸与とも】

(1) 「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の提出

4月5日（水）の新入生オリエンテーションで学生証を受け取った後、以下の提出書類を高等教育推進機構④ーB窓口に提出して、進学届入力のためのIDとパスワードを受け取ってください。

	提出書類	備考
全員提出	採用候補者決定通知 【進学先提出用】	本人保管用は提出しないでください。 (進学届入力時に必要です。)
「入学時特別増額貸与奨学金」の希望者のみ提出 (「交付書類コード」が <u>BまたはE</u> の方)	①入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ②融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者は、下記の各期限の<u>7日前までに</u>書類を窓口に提出してください。 ・ 該当者は、<u>第1回締切では手続きできません</u>。第2回締切以降の日程で進学届の手続きを行ってください。

(2) 「進学届」の入力

窓口で受け取ったID及びパスワードを使い、下記の期限内にインターネットで「進学届」の入力をしてください。

(3) 奨学生への採用

「進学届」の入力が完了すると、正式に奨学生として採用となります。

採用者には、下記の日程に沿って4月分からの奨学金がまとめて指定の口座に振り込まれます。その後、振込日の約3週間後に「奨学生証」「返還誓約書（貸与の方のみ）」等の書類を大学から交付します。交付の時期が決まり次第、高等教育推進機構③掲示板やELMSでお知らせするので、見逃さないようご注意ください。

「返還誓約書（貸与の方のみ）」は、必要事項を記入した上、他の必要書類と併せて大学へ提出する必要があります。詳細は書類交付の際にお知らせします。この手続きを怠ると採用が取消となり、返金が必要となるためご注意ください。

◆「進学届」入力期限（給付・貸与奨学金とも）【厳守】◆

	進学届の入力期限	初回振込予定日
第1回締切	4月5日（水）（学生証受取後） ～4月6日（木）	4月21日（金）
第2回締切	4月24日（月）	5月16日（火）
第3回締切	5月22日（月）	6月9日（金）

- ※ 第3回締切までに進学届を入力しないと、採用取消になります。
- ※ 「進学届」入力時に奨学金の「辞退」を選択した場合、辞退を取り消すことはできません。入力の際はご注意ください。
- ※ 給付奨学金の採用候補者で、事情により奨学金を受取ることができない場合（例：他団体の奨学金に採用されており、日本学生支援機構の給付奨学金との重複受給が禁止されている場合など）は、辞退の手続きをすることなく、奨学金の支給を「停止」することができます。詳細は、窓口で受け取る「進学届入力下書き用紙」8ページを確認してください。

（4）通学形態変更届の提出【給付奨学金受給者で該当者のみ】

「進学届入力下書き用紙」6ページで「自宅外通学」を選択した方は、以下の書類を高等教育推進機構④-B窓口に提出してください。

【提出書類】

1. 自宅外通学証明書

2023年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類。

（例）賃貸借契約書や入寮許可書、入寮のしおり（寮費記載ページのコピー）等

2. 「給付様式35」通学形態変更届（自宅外証明書送付状）

以下のQRコードもしくはリンクから書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。用紙は高等教育推進機構④-B窓口でも配布しています。

※ 提出の前に、用紙に記載の「自宅外通学要件確認チャート」をよく確認してください。

（給付様式35掲載URL及びQRコード）

https://drive.google.com/file/d/1EGD9JvaIawdSMa8RZ9sQCfXIm9_Ur84p/view?usp=sharing



【提出期限】

- ・ 4月6日までに進学届を入力した方：4月20日（木）
- ・ 4月24日までに進学届を入力した方：5月2日（火）
- ・ 5月22日までに進学届を入力した方：5月31日（水）

※ 審査が完了するまでは自宅通学分の奨学金が振り込まれます。審査が完了次第、自宅外通学分の差額が遡って振り込まれます。

2. 高等学校等で日本学生支援機構の奨学金を受給していた方へ

高等学校等で日本学生支援機構の奨学金を受給していた方は、下記の期間内にインターネットから「在学猶予願」を提出することにより、大学の在学期間（4年間または6年間）、奨学金の返還が猶予されます。なお、下記期間内に「在学猶予願」の提出がない場合は、約6ヶ月後から返還が開始されますのでご注意ください。

どうしてもインターネットからの提出ができない方のみ、「返還のてびき」に掲載されている「在学届」の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、高等教育推進機構④-B窓口に提出してください。

ただし、大学における予約採用候補者であり、高等学校等で受給していた奨学金の奨学生番号を「進学届」で入力した方は、「在学猶予願」の提出は不要です。（自動で奨学金の返還が猶予されます。）

◆「在学猶予願」の提出(入力)期間◆

4月6日(木)～4月27日(木)

3. 書類提出及び問い合わせ先

学務部学生支援課 奨学支援担当（高等教育推進機構④-B窓口）

※ 窓口の混雑具合によっては、すぐに対応できない場合や受付方法が変更となる場合があります。予めご了承ください。